

制定	平成26年	2月	28日	近運自二公示第64号
改正	平成26年	3月	25日	近運自二公示第73号
改正	平成26年	10月	31日	近運自二公示第14号
改正	平成28年	3月	2日	近運自二公示第35号
改正	平成28年	10月	21日	近運自二公示第21号
改正	平成29年	9月	29日	近運自二公示第20号
改正	平成30年	3月	1日	近運自二公示第33号
改正	平成30年	10月	1日	近運自二公示第33号
改正	令和元年	8月	30日	近運自二公示第19号
改正	令和元年	12月	13日	近運自二公示第28号
改正	令和4年	3月	1日	近運自二公示第29号
改正	令和5年	3月	31日	近運自二公示第34号
改正	令和5年	5月	1日	近運自二公示第2号
改正	令和5年	6月	1日	近運自二公示第9号
改正	令和5年	9月	29日	近運自二公示第27号
改正	令和6年	10月	11日	近運自二公示第22号

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について

「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」（平成26年1月27日付け近運自二公示第39号）の規定に基づき、下記営業区域毎の公定幅運賃の範囲を別紙のとおり指定したので公示する。

令和 6年10月11日

近畿運輸局長 岩城 宏幸

記

大阪府	大阪市域交通圏、北摂交通圏、河北交通圏、河南交通圏、河南B交通圏
京都府	京都市域交通圏
兵庫県	神戸市域交通圏、姫路・西播磨交通圏、東播磨交通圏
奈良県	奈良市域交通圏、生駒交通圏、中部交通圏
滋賀県	大津市域交通圏、湖南交通圏、中部交通圏、湖東交通圏、湖北交通圏
和歌山県	和歌山市域交通圏

- 附 則 本公示は、平成26年 4月 1日から適用する。
- 附 則 (平成26年10月31日付け近運自二公示第14号改正)
改正後の規定は、平成26年10月31日から適用する。
- 附 則 (平成28年 3月 2日付け近運自二公示第35号改正)
改正後の規定は、平成28年 4月 1日から適用する。
- 附 則 (平成28年10月21日付け近運自二公示第21号改正)
改正後の規定は、平成28年11月20日から適用する。

- 附 則（平成29年 9月29日付け近運自二公示第20号改正）
1. 「姫路・西播磨交通圏」の指定解除による改正。
2. 改正後の規定は、平成29年10月 1日から適用する。
- 附 則（平成30年 3月 1日付け近運自二公示第33号改正）
1. 「京都市域交通圏」の運賃改定による改正。
2. 改正後の規定は、平成30年 4月 1日から適用する。
- 附 則（平成30年10月 1日付け近運自二公示第33号改正）
1. 「河南交通圏」の指定解除による改正。
2. 改正後の規定は、平成30年10月 1日から適用する。
- 附 則（令和 元年 8月30日付け近運自二公示第19号改正）
改正後の規定は、令和 元年10月 1日から適用する。
- 附 則（令和 元年12月13日付け近運自二公示第28号改正）
1. 大阪市域交通圏、北摂交通圏、河北交通圏、河南B交通圏、神戸市域交通圏、大津市域交通圏、湖南交通圏、中部交通圏（滋賀）、湖東交通圏、湖北交通圏、和歌山市域交通圏の運賃改定による改正。
2. 改正後の規定は、令和 2年 2月 1日から適用する。
- 附 則（令和 4年 3月 1日付け近運自二公示第29号改正）
1. 「奈良市域交通圏」、「生駒交通圏」、「中部交通圏（奈良）」の運賃改定による改正。
「河南交通圏」、「泉州交通圏」、「姫路・西播磨交通圏」の指定による改正。
2. 改正後の規定は、令和 4年 4月 1日から適用する。
- 附 則（令和 5年 3月31日付け近運自二公示第34号改正）
1. 「京都市域交通圏」、「大津市域交通圏」、「湖南交通圏」、「中部交通圏（滋賀）」、「湖東交通圏」、「湖北交通圏」の運賃改定による改正。
2. 改正後の規定は、令和 5年 5月 1日から適用する。
- 附 則（令和 5年 5月 1日付け近運自二公示第 2号改正）
1. 「大阪市域交通圏」、「北摂交通圏」、「河北交通圏」、「河南交通圏」、「河南B交通圏」、「泉州交通圏」、「神戸市域交通圏」、「姫路・西播磨交通圏」、「東播磨交通圏」の運賃改定による改正。
2. 改正後の規定は、令和 5年 5月31日から適用する。
- 附 則（令和 5年 6月 1日付け近運自二公示第 9号改正）
1. 「和歌山市域交通圏」の運賃改定による改正。
2. 改正後の規定は、令和 5年 7月 3日から適用する。
- 附 則（令和 5年 9月29日付け近運自二公示第27号改正）
1. 「泉州交通圏」の指定解除による改正。
2. 改正後の規定は、令和 5年10月 1日から適用する。
- 附 則（令和 6年10月11日付け近運自二公示第22号改正）
1. 「奈良市域交通圏」、「生駒交通圏」、「中部交通圏（奈良）」の運賃改定による改正。
2. 改正後の規定は、令和 6年11月11日から適用する。

大阪市域交通圏 運賃の範囲

公定幅運賃

(1) タクシーに係る基本運賃

① 特定大型車

(初乗距離を短縮する場合)

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 (1.3km)	加算運賃	
上限運賃	650 円	203 m 100 円	1 分 15 秒 100 円
B運賃	640 円	206 m 100 円	1 分 15 秒 100 円
C運賃	630 円	209 m 100 円	1 分 20 秒 100 円
D運賃	620 円	225 m 100 円	1 分 25 秒 100 円
E運賃	610 円	229 m 100 円	1 分 25 秒 100 円
F運賃	600 円	260 m 100 円	1 分 35 秒 100 円
下限運賃	590 円	264 m 100 円	1 分 40 秒 100 円

	距離制運賃		時間距離併用制	
	初乗距離	初乗運賃		加算運賃
上限運賃	1.097 km	550 円	203 m 100 円	1 分 15 秒 100 円
B運賃	1.094 km	540 円	206 m 100 円	1 分 15 秒 100 円
C運賃	1.091 km	530 円	209 m 100 円	1 分 20 秒 100 円
D運賃	1.075 km	520 円	225 m 100 円	1 分 25 秒 100 円
E運賃	1.071 km	510 円	229 m 100 円	1 分 25 秒 100 円
F運賃	1.040 km	500 円	260 m 100 円	1 分 35 秒 100 円
下限運賃	1.036 km	490 円	264 m 100 円	1 分 40 秒 100 円

	時間制運賃	
	上限運賃	(30分)
B運賃	3,900 円	
C運賃	3,840 円	
D運賃	3,780 円	
E運賃	3,550 円	
F運賃	3,500 円	
下限運賃	3,150 円	

② 大型車

(初乗距離を短縮する場合)

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 (1.3km)	加算運賃	
上限運賃	620 円	225 m 100 円	1 分 25 秒 100 円
B運賃	610 円	229 m 100 円	1 分 25 秒 100 円
C運賃	600 円	260 m 100 円	1 分 35 秒 100 円
D運賃	590 円	264 m 100 円	1 分 40 秒 100 円
E運賃	580 円	269 m 100 円	1 分 40 秒 100 円
F運賃	570 円	274 m 100 円	1 分 40 秒 100 円
下限運賃	560 円	279 m 100 円	1 分 45 秒 100 円

	距離制運賃		時間距離併用制	
	初乗距離	初乗運賃		加算運賃
上限運賃	1.075 km	520 円	225 m 100 円	1 分 25 秒 100 円
B運賃	1.071 km	510 円	229 m 100 円	1 分 25 秒 100 円
C運賃	1.040 km	500 円	260 m 100 円	1 分 35 秒 100 円
D運賃	1.036 km	490 円	264 m 100 円	1 分 40 秒 100 円
E運賃	1.031 km	480 円	269 m 100 円	1 分 40 秒 100 円
F運賃	1.026 km	470 円	274 m 100 円	1 分 40 秒 100 円
下限運賃	1.021 km	460 円	279 m 100 円	1 分 45 秒 100 円

	時間制運賃	
	上限運賃	(30分)
B運賃	3,550 円	
C運賃	3,500 円	
D運賃	3,150 円	
E運賃	3,100 円	
F運賃	3,050 円	
下限運賃	3,000 円	

③ 普通車

(初乗距離を短縮する場合)

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 (1.3km)	加算運賃	
上限運賃	600 円	260 m 100 円	1 分 35 秒 100 円
B運賃	590 円	264 m 100 円	1 分 40 秒 100 円
C運賃	580 円	269 m 100 円	1 分 40 秒 100 円
D運賃	570 円	274 m 100 円	1 分 40 秒 100 円
E運賃	560 円	279 m 100 円	1 分 45 秒 100 円
F運賃	550 円	284 m 100 円	1 分 45 秒 100 円
下限運賃	540 円	289 m 100 円	1 分 45 秒 100 円

	距離制運賃		時間距離併用制	
	初乗距離	初乗運賃		加算運賃
上限運賃	1.040 km	500 円	260 m 100 円	1 分 35 秒 100 円
B運賃	1.036 km	490 円	264 m 100 円	1 分 40 秒 100 円
C運賃	1.031 km	480 円	269 m 100 円	1 分 40 秒 100 円
D運賃	1.026 km	470 円	274 m 100 円	1 分 40 秒 100 円
E運賃	1.021 km	460 円	279 m 100 円	1 分 45 秒 100 円
F運賃	1.016 km	450 円	284 m 100 円	1 分 45 秒 100 円
下限運賃	1.011 km	440 円	289 m 100 円	1 分 45 秒 100 円

	時間制運賃	
	上限運賃	(30分)
B運賃	3,150 円	
C運賃	3,100 円	
D運賃	3,050 円	
E運賃	3,000 円	
F運賃	2,940 円	
下限運賃	2,880 円	

(2) ハイヤーに係る基本運賃

(1) で定める公定幅運賃の下限運賃以上とする。

(3) 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月18日付け近運旅二公示第14号)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

公定幅運賃

(1) タクシーに係る基本運賃

① 特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃
	初乗運賃 (1.0km)	加算運賃			(30分)
上限運賃	540 円	195 m 100 円	1 分 15 秒 100 円	上限運賃	3,850 円
B運賃	530 円	199 m 100 円	1 分 15 秒 100 円	B運賃	3,780 円
C運賃	520 円	217 m 100 円	1 分 20 秒 100 円	C運賃	3,550 円
D運賃	510 円	221 m 100 円	1 分 20 秒 100 円	D運賃	3,490 円
E運賃	500 円	279 m 100 円	1 分 45 秒 100 円	E運賃	2,950 円
下限運賃	490 円	285 m 100 円	1 分 45 秒 100 円	下限運賃	2,900 円

② 大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃
	初乗運賃 (1.0km)	加算運賃			(30分)
上限運賃	520 円	217 m 100 円	1 分 20 秒 100 円	上限運賃	3,550 円
B運賃	510 円	221 m 100 円	1 分 20 秒 100 円	B運賃	3,490 円
C運賃	500 円	279 m 100 円	1 分 45 秒 100 円	C運賃	2,950 円
D運賃	490 円	285 m 100 円	1 分 45 秒 100 円	D運賃	2,900 円
E運賃	480 円	291 m 100 円	1 分 45 秒 100 円	E運賃	2,840 円
下限運賃	470 円	297 m 100 円	1 分 50 秒 100 円	下限運賃	2,780 円

③ 普通車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃
	初乗運賃 (1.0km)	加算運賃			(30分)
上限運賃	500 円	279 m 100 円	1 分 45 秒 100 円	上限運賃	2,950 円
B運賃	490 円	285 m 100 円	1 分 45 秒 100 円	B運賃	2,900 円
C運賃	480 円	291 m 100 円	1 分 45 秒 100 円	C運賃	2,840 円
D運賃	470 円	297 m 100 円	1 分 50 秒 100 円	D運賃	2,780 円
E運賃	460 円	303 m 100 円	1 分 50 秒 100 円	E運賃	2,720 円
下限運賃	450 円	310 m 100 円	1 分 55 秒 100 円	下限運賃	2,660 円

(2) ハイヤーに係る基本運賃

(1)で定める公定幅運賃の下限運賃以上とする。

(3) 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月18日付け近運旅二公示第14号)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

神戸市域交通圏 運賃の範囲

公定幅運賃

(1) タクシーに係る基本運賃

① 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 (1.4km)	加算運賃	
上限運賃	750 円	194 m 100 円	1 分 10 秒 100 円
B運賃	740 円	197 m 100 円	1 分 15 秒 100 円
C運賃	730 円	199 m 100 円	1 分 15 秒 100 円
D運賃	720 円	214 m 100 円	1 分 20 秒 100 円
E運賃	710 円	217 m 100 円	1 分 20 秒 100 円
F運賃	700 円	254 m 100 円	1 分 35 秒 100 円
下限運賃	690 円	258 m 100 円	1 分 35 秒 100 円

(初乗距離を短縮する場合)

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗距離	初乗運賃	
上限運賃	1.206 km	650 円	1 分 10 秒 100 円
B運賃	1.203 km	640 円	1 分 15 秒 100 円
C運賃	1.201 km	630 円	1 分 15 秒 100 円
D運賃	1.186 km	620 円	1 分 20 秒 100 円
E運賃	1.183 km	610 円	1 分 20 秒 100 円
F運賃	1.146 km	600 円	1 分 35 秒 100 円
下限運賃	1.142 km	590 円	1 分 35 秒 100 円

	時間制運賃	
	上限運賃	(30分)
上限運賃	4,050 円	
B運賃	4,000 円	
C運賃	3,950 円	
D運賃	3,750 円	
E運賃	3,700 円	
F運賃	3,300 円	
下限運賃	3,260 円	

② 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 (1.4km)	加算運賃	
上限運賃	720 円	214 m 100 円	1 分 20 秒 100 円
B運賃	710 円	217 m 100 円	1 分 20 秒 100 円
C運賃	700 円	254 m 100 円	1 分 35 秒 100 円
D運賃	690 円	258 m 100 円	1 分 35 秒 100 円
E運賃	680 円	261 m 100 円	1 分 35 秒 100 円
F運賃	670 円	265 m 100 円	1 分 40 秒 100 円
下限運賃	660 円	269 m 100 円	1 分 40 秒 100 円

(初乗距離を短縮する場合)

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗距離	初乗運賃	
上限運賃	1.186 km	620 円	1 分 20 秒 100 円
B運賃	1.183 km	610 円	1 分 20 秒 100 円
C運賃	1.146 km	600 円	1 分 35 秒 100 円
D運賃	1.142 km	590 円	1 分 35 秒 100 円
E運賃	1.139 km	580 円	1 分 35 秒 100 円
F運賃	1.135 km	570 円	1 分 40 秒 100 円
下限運賃	1.131 km	560 円	1 分 40 秒 100 円

	時間制運賃	
	上限運賃	(30分)
上限運賃	3,750 円	
B運賃	3,700 円	
C運賃	3,300 円	
D運賃	3,260 円	
E運賃	3,210 円	
F運賃	3,160 円	
下限運賃	3,120 円	

③ 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 (1.4km)	加算運賃	
上限運賃	700 円	254 m 100 円	1 分 35 秒 100 円
B運賃	690 円	258 m 100 円	1 分 35 秒 100 円
C運賃	680 円	261 m 100 円	1 分 35 秒 100 円
D運賃	670 円	265 m 100 円	1 分 40 秒 100 円
E運賃	660 円	269 m 100 円	1 分 40 秒 100 円
F運賃	650 円	274 m 100 円	1 分 40 秒 100 円
下限運賃	640 円	278 m 100 円	1 分 45 秒 100 円

(初乗距離を短縮する場合)

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗距離	初乗運賃	
上限運賃	1.146 km	600 円	1 分 35 秒 100 円
B運賃	1.142 km	590 円	1 分 35 秒 100 円
C運賃	1.139 km	580 円	1 分 35 秒 100 円
D運賃	1.135 km	570 円	1 分 40 秒 100 円
E運賃	1.131 km	560 円	1 分 40 秒 100 円
F運賃	1.126 km	550 円	1 分 40 秒 100 円
下限運賃	1.122 km	540 円	1 分 45 秒 100 円

	時間制運賃	
	上限運賃	(30分)
上限運賃	3,300 円	
B運賃	3,260 円	
C運賃	3,210 円	
D運賃	3,160 円	
E運賃	3,120 円	
F運賃	3,070 円	
下限運賃	3,020 円	

(2) ハイヤーに係る基本運賃

(1) で定める公定幅運賃の下限運賃以上とする。

(3) 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月18日付け近運旅二公示第14号)」11.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

奈良市域交通圏 運賃の範囲

公定幅運賃

(1) タクシーに係る基本運賃

① 特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 (1.3km)	加算運賃			(30分)	
上限運賃	800 円	176 m 100 円	1 分 5 秒 100 円	上限運賃	3,700 円	
B運賃	790 円	178 m 100 円	1 分 5 秒 100 円	B運賃	3,660 円	
C運賃	780 円	181 m 100 円	1 分 10 秒 100 円	C運賃	3,610 円	
D運賃	770 円	196 m 100 円	1 分 15 秒 100 円	D運賃	3,500 円	
E運賃	760 円	199 m 100 円	1 分 15 秒 100 円	E運賃	3,460 円	
下限運賃	750 円	246 m 100 円	1 分 30 秒 100 円	下限運賃	3,100 円	

② 大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 (1.3km)	加算運賃			(30分)	
上限運賃	770 円	196 m 100 円	1 分 15 秒 100 円	上限運賃	3,500 円	
B運賃	760 円	199 m 100 円	1 分 15 秒 100 円	B運賃	3,460 円	
C運賃	750 円	246 m 100 円	1 分 30 秒 100 円	C運賃	3,100 円	
D運賃	740 円	249 m 100 円	1 分 30 秒 100 円	D運賃	3,060 円	
E運賃	730 円	253 m 100 円	1 分 35 秒 100 円	E運賃	3,020 円	
下限運賃	720 円	256 m 100 円	1 分 35 秒 100 円	下限運賃	2,980 円	

③ 普通車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 (1.3km)	加算運賃			(30分)	
上限運賃	750 円	246 m 100 円	1 分 30 秒 100 円	上限運賃	3,100 円	
B運賃	740 円	249 m 100 円	1 分 30 秒 100 円	B運賃	3,060 円	
C運賃	730 円	253 m 100 円	1 分 35 秒 100 円	C運賃	3,020 円	
D運賃	720 円	256 m 100 円	1 分 35 秒 100 円	D運賃	2,980 円	
E運賃	710 円	260 m 100 円	1 分 35 秒 100 円	E運賃	2,940 円	
下限運賃	700 円	264 m 100 円	1 分 40 秒 100 円	下限運賃	2,900 円	

(2) 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月18日付け近運旅二公示第14号)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

大津市域交通圏 運賃の範囲

公定幅運賃

(1) タクシーに係る基本運賃

① 特定大型車

	距離制運賃			時間制運賃	
	初乗運賃 (1.0km)	加算運賃	時間距離併用制	初乗運賃 (1時間)	加算運賃 (30分)
上限運賃	550 円	186 m 100 円		1 分 10 秒 100 円	6,900 円
B運賃	540 円	189 m 100 円	1 分 10 秒 100 円	6,780 円	3,390 円
下限運賃	530 円	193 m 100 円	1 分 10 秒 100 円	6,660 円	3,330 円

② 大型車

	距離制運賃			時間制運賃	
	初乗運賃 (1.0km)	加算運賃	時間距離併用制	初乗運賃 (1時間)	加算運賃 (30分)
上限運賃	520 円	203 m 100 円		1 分 15 秒 100 円	6,300 円
B運賃	510 円	207 m 100 円	1 分 15 秒 100 円	6,180 円	3,090 円
下限運賃	500 円	236 m 100 円	1 分 25 秒 100 円	5,200 円	2,600 円

③ 普通車

	距離制運賃			時間制運賃	
	初乗運賃 (1.0km)	加算運賃	時間距離併用制	初乗運賃 (1時間)	加算運賃 (30分)
上限運賃	500 円	236 m 100 円		1 分 25 秒 100 円	5,200 円
B運賃	490 円	241 m 100 円	1 分 30 秒 100 円	5,100 円	2,550 円
下限運賃	480 円	246 m 100 円	1 分 30 秒 100 円	5,000 円	2,500 円

(2) 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月18日付け近運旅二公示第14号)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

和歌山市域地区 運賃の範囲

公定幅運賃

(1) タクシーに係る基本運賃

① 特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 (1.3km)	加算運賃			(30分)	
上限運賃	720 円	199 m 90 円	1 分 15 秒 90 円	上限運賃	3,700 円	
B運賃	710 円	202 m 90 円	1 分 15 秒 90 円	B運賃	3,650 円	
C運賃	700 円	205 m 90 円	1 分 15 秒 90 円	C運賃	3,600 円	
D運賃	690 円	224 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	D運賃	3,300 円	
E運賃	680 円	227 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	E運賃	3,260 円	
F運賃	670 円	231 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	F運賃	3,210 円	
G運賃	660 円	234 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	G運賃	3,160 円	
下限運賃	650 円	258 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	下限運賃	2,850 円	

② 大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 (1.3km)	加算運賃			(30分)	
上限運賃	690 円	224 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	上限運賃	3,300 円	
B運賃	680 円	227 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	B運賃	3,260 円	
C運賃	670 円	231 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	C運賃	3,210 円	
D運賃	660 円	234 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	D運賃	3,160 円	
E運賃	650 円	258 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	E運賃	2,850 円	
F運賃	640 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	F運賃	2,810 円	
下限運賃	630 円	266 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	下限運賃	2,770 円	

③ 普通車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 (1.3km)	加算運賃			(30分)	
上限運賃	650 円	258 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	上限運賃	2,850 円	
B運賃	640 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	B運賃	2,810 円	
C運賃	630 円	266 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	C運賃	2,770 円	
D運賃	620 円	270 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	D運賃	2,720 円	
E運賃	610 円	275 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	E運賃	2,680 円	
F運賃	600 円	280 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	F運賃	2,640 円	
下限運賃	590 円	284 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	2,590 円	

(2) 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月18日付け近運旅二公示第14号)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。